

名勝 玄宮楽々園御書院棟

－前身建物と後世の修理・改造－

1. 楽々園の沿革

楽々園は彦根城天守がそびえる彦根山（金亀山）の北、黒門の外にあり、表御殿とは内堀をへだてた近隣に位置している。彦根藩主であった井伊家は、彦根の地に三つの屋敷を構えていた。一つは上屋敷であり藩庁でもあった表御殿で、現在、彦根城博物館として往時のたたずまいが復元されている。残る二つの屋敷は、藩主の下屋敷であった槻御殿と御浜御殿である。この槻御殿が現在の楽々園である。

槻御殿は、延宝 5 年（1677）4 代当主井伊直興^{なおおき}により造営が始まり同 7 年に完成したというが、初期の絵図等の史料が残されておらず、当時の建物構成等は定かでない。かつては槻御殿の名のほか、黒門外屋敷・黒門前屋敷などとも称され、広大な玄宮園を南東にひかえて隠居した当主やその一族が日常生活を送った。現在は、12 代当主直亮^{なおあき}が設けた「楽々の間」に因んで楽々園と呼んでいる。

その後、この下屋敷は時代の移り変わりや、当主の交代などにより度々の増改築を繰り返した。その中でも 7 代当主直惟^{なおのぶ}の時代（1714～1743）は、儉約励行により建物の縮小が図られたが、文化 9 年（1812）11 代当主直中^{なおちか}の隠居に伴って大規模な増改築が行われ全盛期を迎えた。

「御書院棟」はこのとき「御新建」として建てられたものである。次いで、現在は「地震の間」と呼ばれている建物を中心とした数寄屋建築群が建てられた。

以後は、天保 13 年（1842）、12 代当主直亮^{なおあき}によって、この下屋敷の呼称になる「楽々の間」が新設されることもあったが、全般として建物は縮小傾向に向かった。

明治 14 年（1881）から平成 6 年（1994）にかけては、この旧下屋敷建物を使用して民間業者が旅館営業を行い、この間「新座敷」や「松の間」等の客室や浴室、便所等の建物が増築された。

この楽々園は、昭和 22 年（1947）に隣接する玄宮園とともに井伊家より彦根市が取得し、昭和 26 年（1951）に「玄宮楽々園」として国の名勝指定を受け、平成 6 年の旅館廃業により建物等が市に返還され現在に至っている。

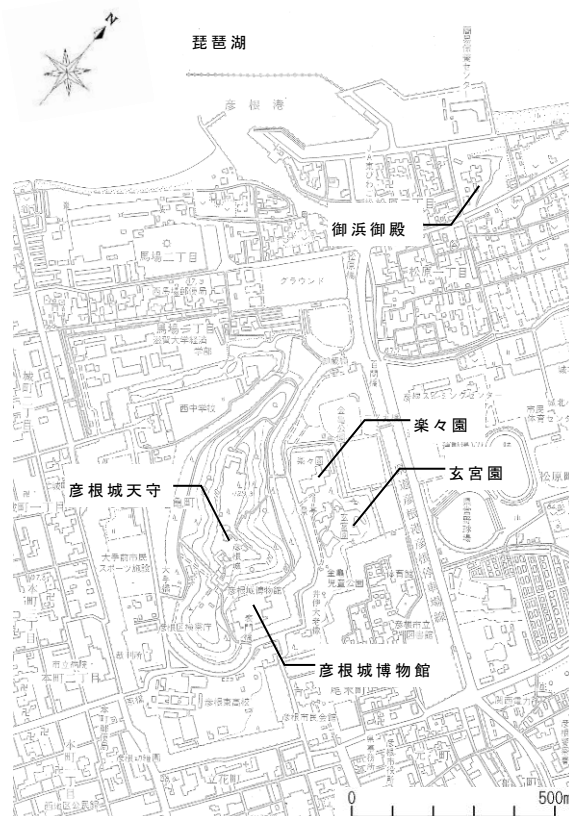


図 1 位置図

2. 工事の概要

楽々園では、建造物等の老朽化が進み、柱の不同沈下や床の蟻害・腐朽による陥没等の破損が顕著となり、抜本的な保存整備を必要とすることから、整備基本計画の策定をはじめ、建物や庭園調査等の取り組みを進めてきた。

楽々園の保存整備事業は、全体を3期に分け、平成17年より約20年間の予定で計画され、第1期工事（平成17～23年度）は、平成17～18年度に「玄閣棟」の解体修理を行い、平成18年度に「浴室」・「便所」・「台所棟」の解体撤去、平成19年度に発掘調査を行い、平成21年度から「御書院棟」の解体修理を行っている。今後、第2期工事（平成24～29年度）で残る建物の修理を行い、第3期工事（平成30～37年度（予定））で茶室や長屋門、塀、塀重門、土塀の復元整備を順次進めていく予定である。

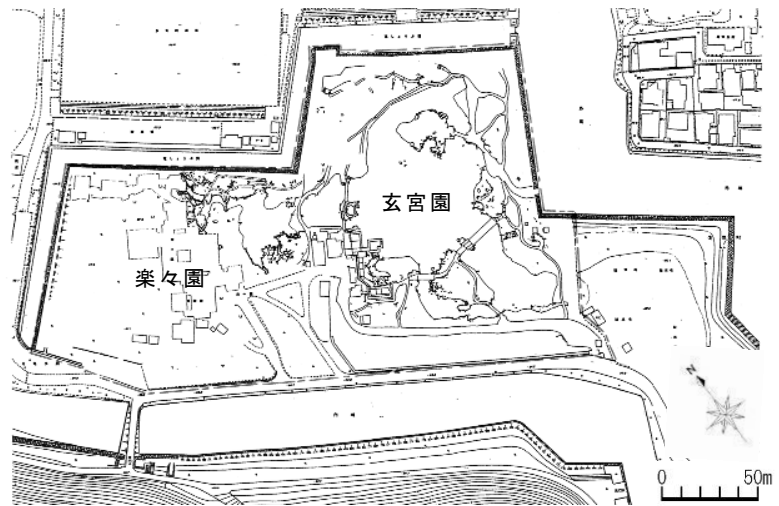


図2 玄宮楽々園位置図

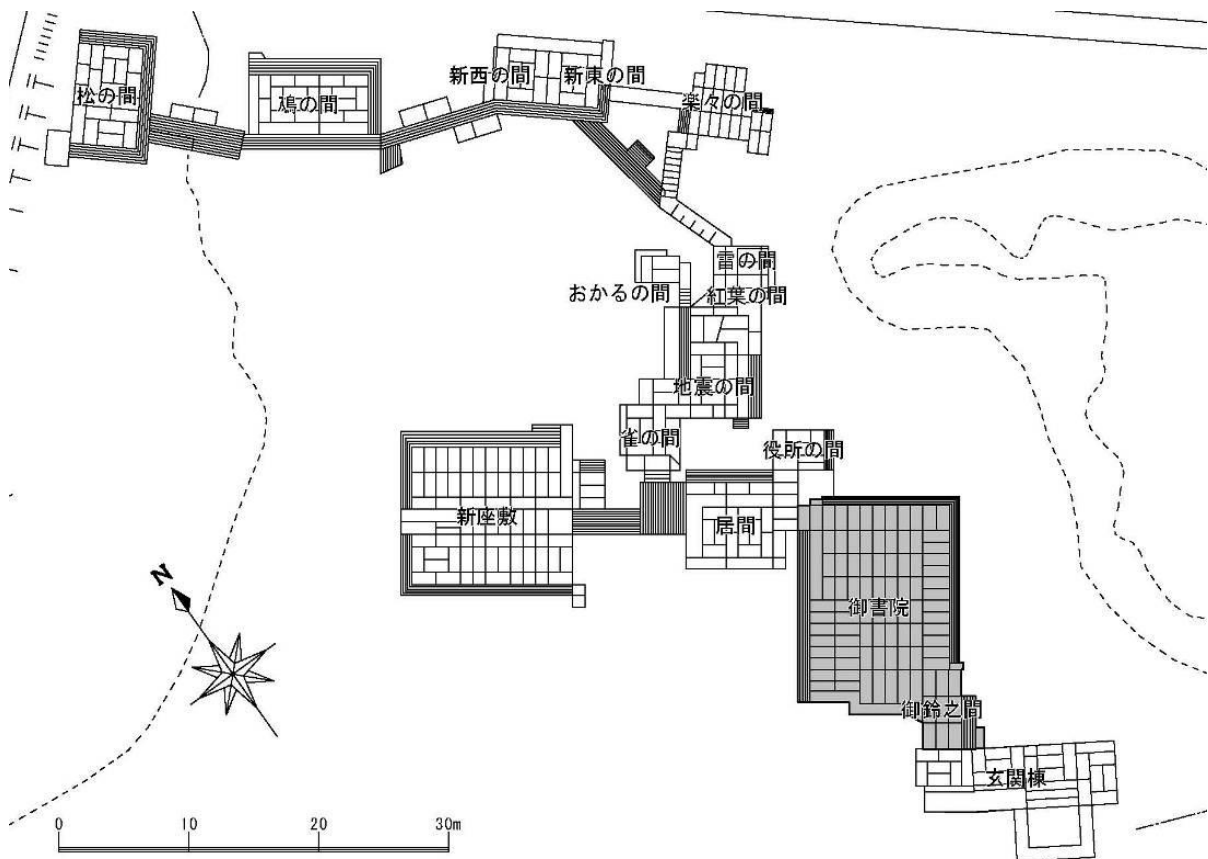


図3 楽々園建物配置図

3. 御書院棟の概要

御書院棟は、桁行 8 間、梁行 6 間で東面して建つ。南側に桁行 3 間、梁行 2 間の「御鈴之間」が接続する。屋根は入母屋造、柿葺、棟は葺瓦を積み輪違瓦を入れた組棟とする。南及び西面の廊下は柿葺の下屋とし、「御鈴之間」は棧瓦葺となる。

「御上段」、「上之御間」、「御次之間」、「御小座敷」の 4 室で構成され、南に「五畳」を設ける。北及び東面に 1 間の「御入側」が廻され、さらにその外には樽板張りの落縁を設ける。南及び西面には半間の廊下を廻らし、「御上段」と「御小座敷」の境に中廊下を設ける。

側廻りはほぼ 1 間ごとに柱を立てる。「御入側」上部に欄間を設け、板戸引き違い、内明障子とし、外部に格子を打ち付ける。

柱は 4.5 寸角。各室とも成 3.7 寸の内法長押を廻らし、天井は棹縁天井杉柵板羽重ね張り、廻縁は成 3.3 寸とする。柱や軒桁、化粧垂木、敷鴨居、長押など造作材を含む化粧材のほとんどが榿材を用いている。

「御上段」（10 畳）は、1 間半の床に 1 間の床脇（御棚）と付書院（明床）を備える。床柱には端正な柱目を持つ 4.4 寸角の榿の良材が用いられる。床框は成 4.5 寸、巾 2.5 寸、黒漆塗。落掛は框から 6.93 尺の高さに見付 3 寸の榿材を渡す。床脇は間口 1 間で、蹴込板の上に檜の地板を入れ、地板上に左右高さの異なる地袋を置き、天板を棚とする。床脇の上部には天袋を設ける。付書院は畳から 8.4 寸の高さに檜の卓板を置いている。内法は「御上段」・「上之御間」とも同じ高さに通され、「御上段」の内法高は 5.5 尺、上段框の成だけ低く造られる。壁は床を含めすべて金地の張付壁とし、襖は金地に菊・蝶・ツクバネなどの小文様を散らす。

「上之御間」（12 畳）は、「御上段」との境に成 5 寸、巾 3.6 寸の黒漆塗の框を据え、鴨居に御簾を下げる。内法高は 6 尺とし、部屋境の上部は吹寄の菱格子欄間（成 3 尺）を入れ、「御入側」に面する北及び東面の欄間は明障子引き違いとする。

「御次之間」（15 畳）も基本構成は「上之御間」と同様である。南及び西面には襖絵が 10 面あり、竹に鶴亀の絵が描かれている。



写真 1 御書院棟外観（東面）



写真 2 上之御間より御次之間を見る



写真 3 御小座敷

「御小座敷」（13畳）は北面西に間口1間の床を備える。床柱は径4寸6分の杉磨丸太を立て、正面には笥面を付ける。床框は成4.2寸、巾2.3寸、黒漆塗。床脇の襖を介して中廊下と結ばれている。

「御鈴之間」は、かつて存在した「鎖口」とともに御殿の表向きと奥向きを分ける部屋であり、御書院棟が奥向きの建物であったことを示している。

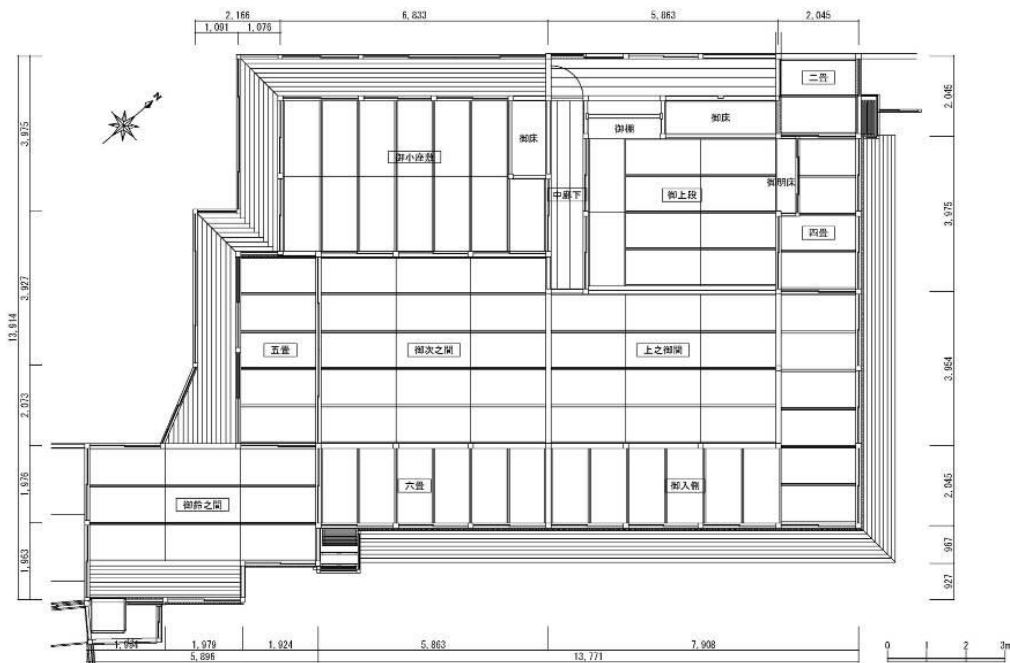


図4 現状平面図

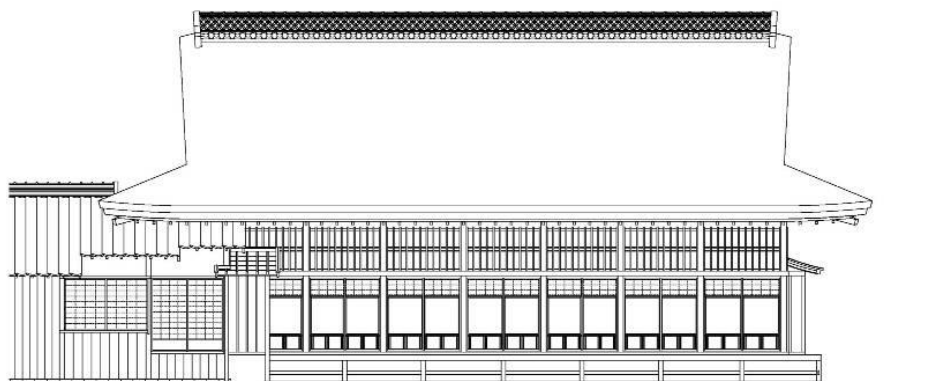


図5 現状正面図（東）

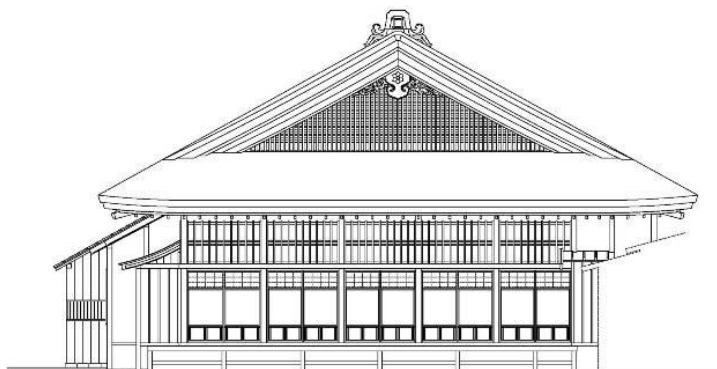


図6 現状側面図（北）

4. 槻御殿の変遷と前身建物

(1) 槻御殿の変遷

槻御殿の変遷については、井伊家に伝来する絵図等の史料によって確認されている。槻御殿を描いた絵図のなかで、現存する最古のものは宝暦6年(1756)の「槻御門御殿御絵図」である(図7-1の実線)。この絵図には宝暦6年以降に多様な貼紙が幾重にも付されており、その後の増改築の様子を残している(図7-1の破線、図7-2)。宝暦6年は、井伊直幸が10代当主となった翌年にあたり、当地に槻御殿が造営されてから約80年後の様子となる。その間、7代当主直惟なおひでの代に励行された俵約による建物規模縮小の影響からか、敷地の西に建物群がかたより、いまだ広大な余地を残している。

図7-3は、「黒御門前御屋敷絵図」で作成時の年号が記されていない。図中破線のM棟が「御新建」あるいは「御新館」と称された建物で、現在の御書院棟である。図中のF棟には「御座之間」「御裏座敷」「御寝之間」「御次」「御納戸」といった室名が確認でき(写真5)、藩主などがくつろぐ空間らしく、「御佛間」「御湯殿」なども備えられている。図7-2及び図7-3の破線では、F棟が90度向きを変え、F'棟への移築が計画されている。

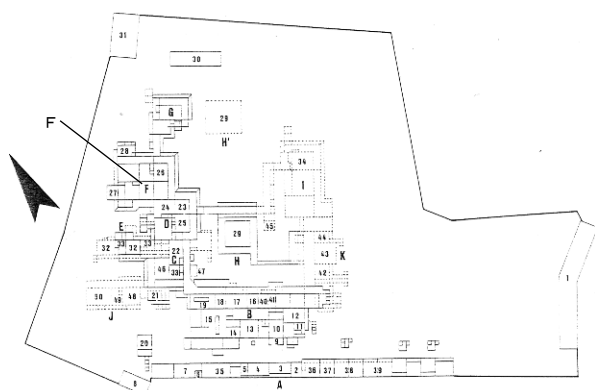


図7-1 I期：実線
II期：破線



図7-2 III期：実線(破線はV期の計画図)

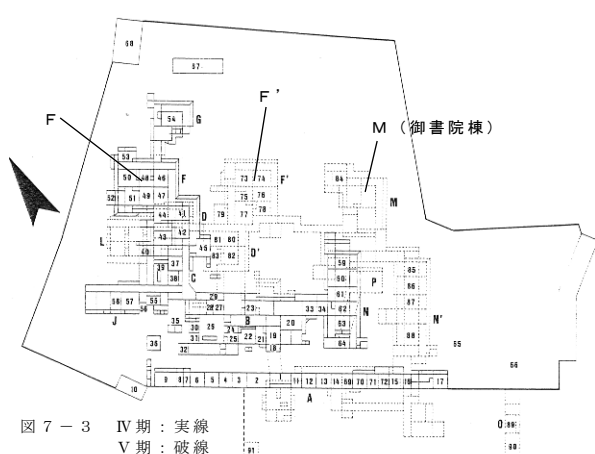


図7-3 IV期：実線
V期：破線

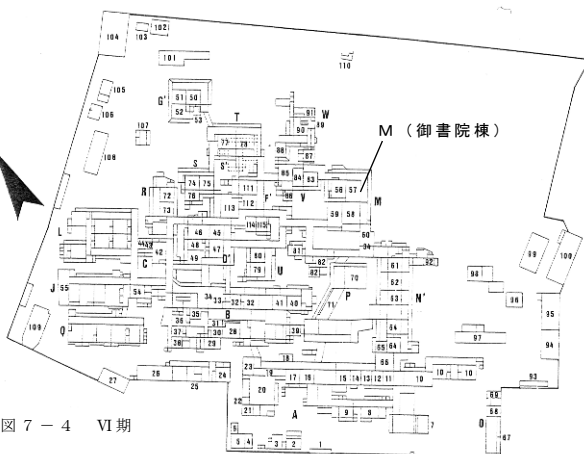


図7-4 VI期

図7 槻御殿の変遷

谷口徹「槻御殿－彦根藩下屋敷の建物構成とその変遷－」

『彦根城博物館研究紀要』第4号、1993年 掲載図に加筆

図7-4は文化13年8月改の「槻御殿御絵図」であり、11代当主直中の退隠（隠居）に伴う大規模な増改築がほぼ完了した様子を描いている。この時期に建物が最大規模を誇ることとなった。また、玄宮園の庭の一部が取り込まれ、御書院棟などから眺める庭として独立することとなる。現在は、御書院棟の前に枯山水庭園として広がっている（写真4）が、絵図等の史料によれば池泉式庭園であったことが窺える。南側には滝組があり、北に流れ、「楽々の間」等の建物の下を通って旧松原内湖に排水されるようになっている。

これ以降は、時代の移り変わりとともに建物の縮小傾向が見られるようになり、同時に建物プランが雑然となりはじめ、整然とした御殿建築のイメージからしだいに遠ざかっていくようになる。幕末の動乱期から明治にかけて時世が大きく変化していく中で、槻御殿も少なからず影響を受けたものと思われる。



写真4 御書院棟前に広がる枯山水庭園
庭より御書院棟を見る。左奥は彦根城天守。

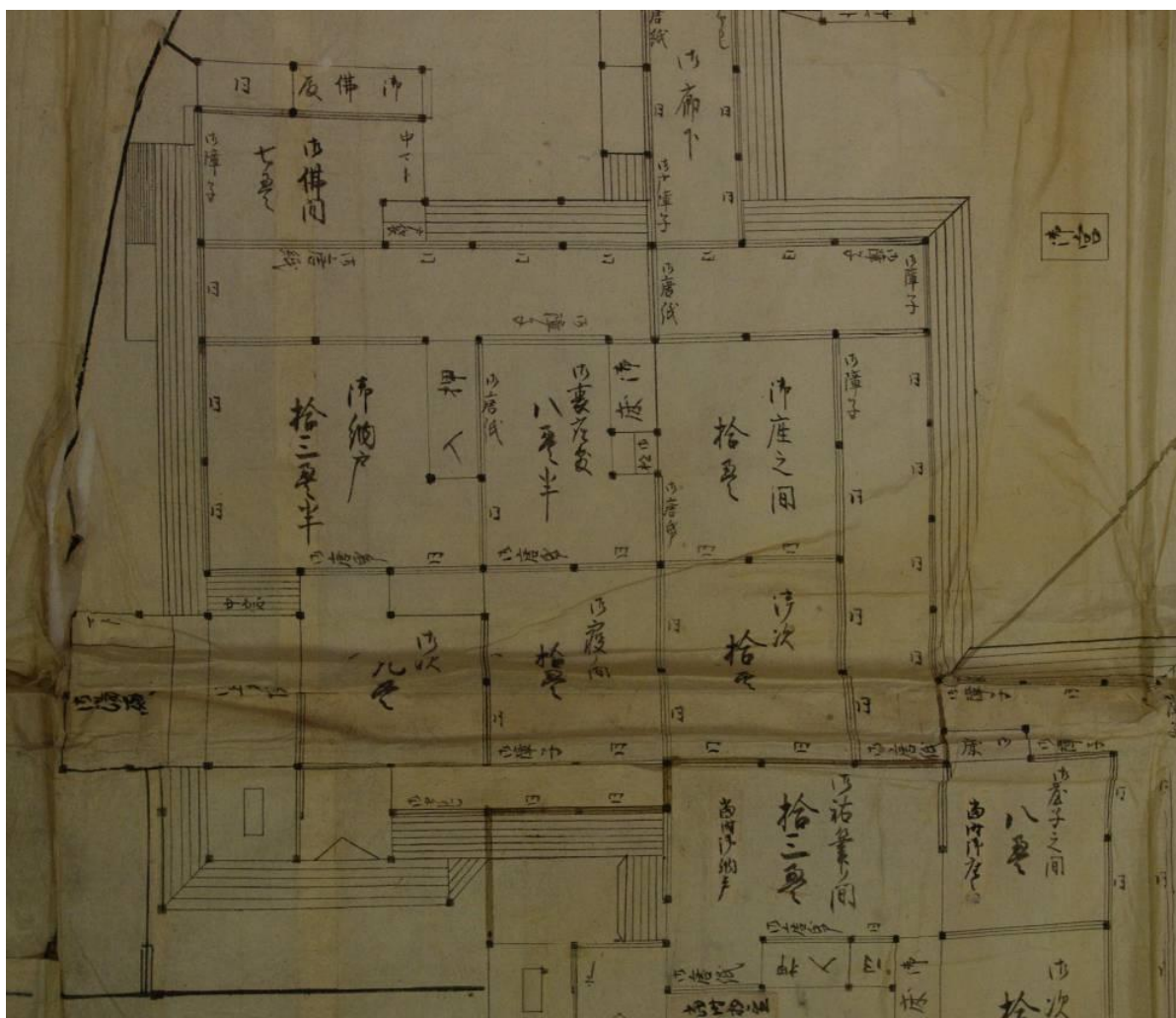


写真5 「黒御門前御屋敷絵図」の一部（彦根城博物館蔵）

図7-3のF棟部分。御座之間、御裏座敷、御寝之間、御次、御納戸の室名あり。

(2) 前身建物の痕跡

御書院棟は、文化 9 年（1812）11 代当主直中の退隠に際し行われた大規模な増改築に伴い、文化 10 年に「御新建」として建てられたとされている。

しかし今回の解体に伴う調査によって、非常に多くの部材に前身建物を示す墨書が確認され、再利用の痕跡も見られた。以下に主な内容をまとめる。

- ・土台及び軒桁には、現状と異なる方位の墨書があり、庭に面した東面を北としている。
- ・軒桁の継手部分には「安永 9 年（1780）」の墨書があり、母屋には「寛政元年（1789）」の墨書があり、どちらも御書院棟の建築以前の年号である。
- ・敷鴨居、廻縁、棹縁、内法長押、三幅吊には、「御座之間」や「御裏座敷」、「御寝之間」、「御次」、「御納戸」といった御書院棟では使用されていない室名の墨書が確認された（写真 6）。

これらの墨書から、現在の御書院棟は別の建物の部材を再利用して建てられたことが判明した。墨書に記された室名は、前述の絵図に描かれた F 棟の各室名に一致することから、前身建物は F 棟である可能性が高いと考えられる。ただしその根拠を明確にするためには、絵図に見られる間取りと墨書のある部材とを照合していく必要があり、今後さらに詳細な調査と検討を進めていく予定である。

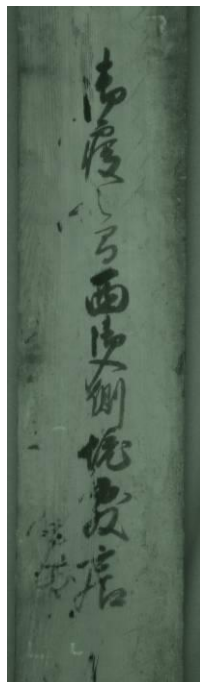


写真 6 | 1 敷居墨書
御寝之間西御入側境敷居



写真 6 | 2 三幅吊墨書
御裏座敷自在四分之一



写真 6 | 3 鴨居墨書
御次御縁側之間御廊下境鴨居 合紋れ印

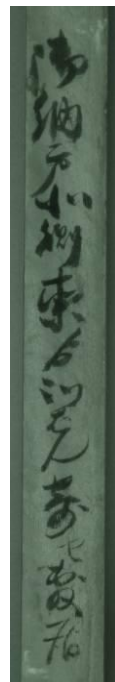


写真 6 | 4 付鴨居墨書
御納戸北側東より式はん寄せ敷居



写真 6 | 5 欄間鴨居墨書
御座之間挟間鴨井 合紋二印南之方

5. 後世の修理・改造

(1) 軸部の後補材

御書院棟には、後世に構造補強を考慮して取替えたと思われる後補材が存在する。一つは足固であり、成 1.1 尺～1.15 尺、幅 3.5 寸、仕口は柱に雇いほぞを通し、2 本の胴栓が打たれている。もう一つは内法貫で、成 4.8 寸、幅 2.9 寸、上角を大きく削り、欄間敷居の下に納まる。仕口は、足固と同様に雇いほぞと胴栓である。足固、内法貫ともに野物材であるが、4 面とも台鉋で仕上げている。

最後は軒桁下の小壁に入れられた壁下地の板である。北及び東面の入側部分にのみ入れられており、成 9.3 寸、厚 1.4 寸、東面は柱に辺付を打ち付け、その外側から釘止めしており、北面は柱に雇い実を入れ、板を止めている。

これら 3 つの部材は、何れも柱の建った状態で後から入れられるようになっている。

柱には雇いほぞの穴以外に痕跡がないため、当初は足固貫、内法貫で構成されていたと思われる。

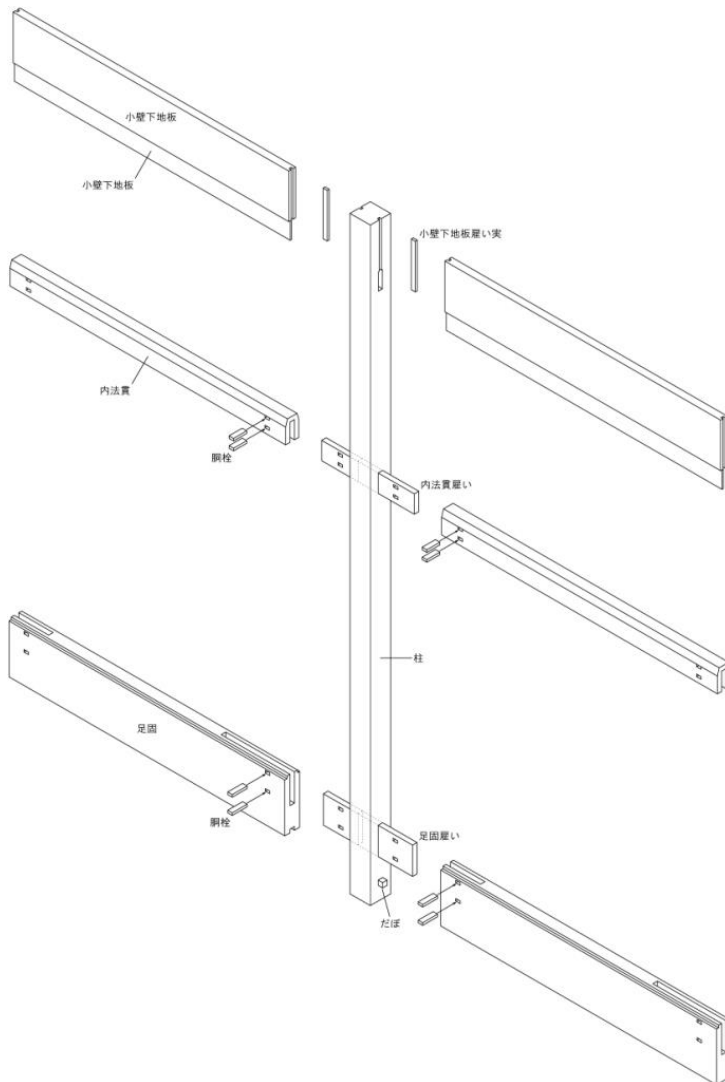


図 8 軸組分解図



写真 7 小壁下地板



写真 8 内法貫



写真 9 足固

(2) 屋根形状の変更

現状の屋根は、柿葺で2重軒付としているが、小屋組及び軒廻りに残る痕跡から当初は瓦葺であった可能性があることが判明した。桔木は軒先で上端が削られており、その先端には短い野垂木が一部残されており裏甲に打ち付けられていたことから、当初は軒付のない納まりであることがわかった。また、母屋は現状より低い位置に納まる痕跡が認められ、屋根勾配はほぼ変わらないが、当初は屋根全体が現状より低いことがわかり、おそらく当初は棧瓦葺であったと思われる。

鬼瓦の篋書及び母屋の墨書には、文政2年(1819)の年号が記されており、文化10年(1813)に建てられてから6年後に修理が行われていることが判明した。屋根形状の変更はこの時に行われたものと思われる。



写真10 桔木先端に残る短い野垂木



写真11 当初の軒先の納まり

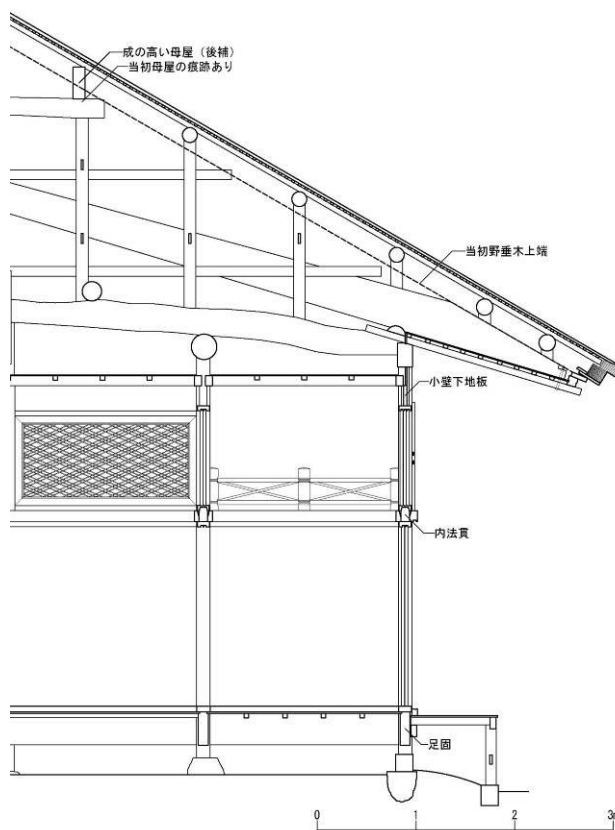


図9 断面図

(3) 文政2年の地震と修理

記録によると文政2年6月12日、伊勢・美濃・近江を中心とした大地震が起こっており、彦根周辺でも多くの被害が確認されている。おそらくこの地震により御書院棟もなんらかの被害を受けたものと考えられる。

軸部を足固・内法貫・板壁で補強した時期は不明であるが、文政期の地震直後に修理が行われたことを考慮すると、地震により判明した弱点を克服すべく補強したと想像でき、さらに屋根を瓦葺から柿葺に変更し軽量化するという改善がなされたと考えられる。

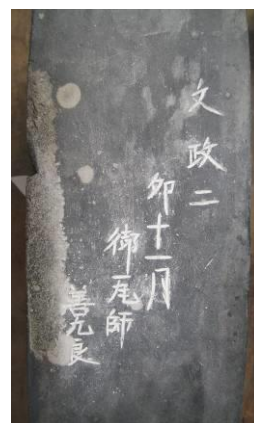


写真12 鬼瓦の篋書

文政二
卯十一月
御瓦師
善九良

6. 現状変更

解体に伴う調査により判明した建物痕跡及び現存する史料を基に、後世（近代以降）に改変された部分を可能な限り旧規の姿に整備する。

- ・南面及び西面南半部の側廻り廊下を撤去して、御小座敷南側に落縁及び一筋・雨戸を復して戸袋を整備する。
- ・御小座敷西側の南から第2・第3間の肘掛窓外側に一筋・雨戸を復して、同第4間に戸袋を整備する。
- ・御上段背面廊下南限の西面廊下境柱間の開口部を土壁に復する。
- ・西廊下西面の南端部の肘掛窓南寄りの袖土壁を撤去して、同所北隣柱間と同じ明り障子引き違いの窓とし、外側に一筋・雨戸を復する。
- ・東・北面側廻り及び上之御間・御次之間の建具を復する。
- ・中廊下及び西廊下の拭板敷きを畳敷きに復する。
- ・御鈴之間東面南端部に張り出された厠を撤去する。
- ・御鈴之間東面及び西面の側廻り中央間の床下部に、半間の開口部板戸片引きを復する。

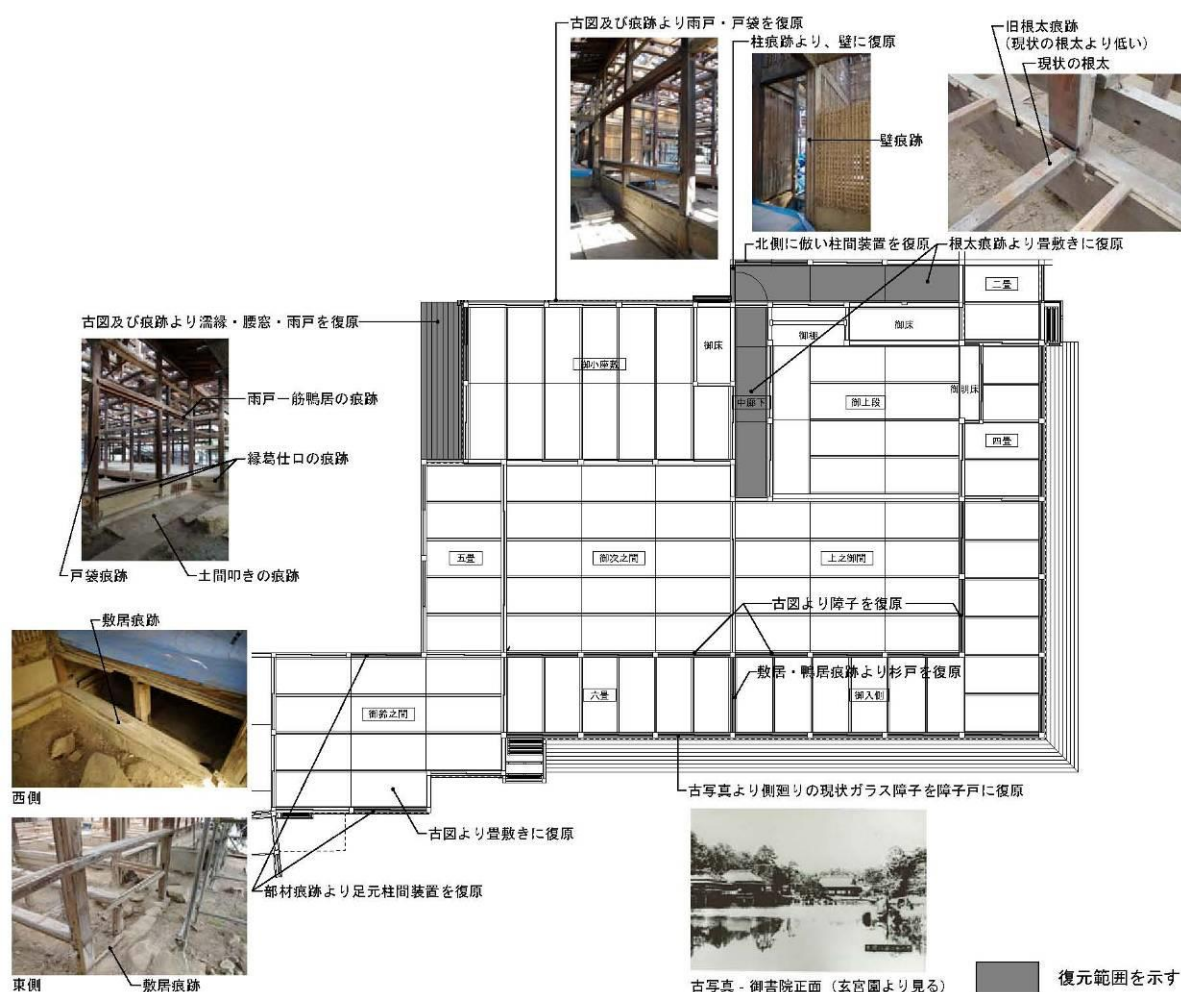


図10 復原平面図